

虐待事件にみる児童養護問題の階層的・地域的特徴

増 淵 千保美

〔抄 録〕

本稿では、児童養護問題の社会的要因をとらえる基礎的な研究として、その典型である児童虐待事件を取り上げ、虐待が発生した家庭の社会階層および居住地域（市区町）の特徴を明らかにすることを目的とする。具体的には、過去6年間に報道された児童虐待事件302件をもとに、統計・資料を手がかりに実証的な分析をすすめた。

その結果、虐待事件が発生した家庭の社会階層は、雇用労働者層の中でも不安定雇用者層が多く、失業者を含む無業者層と合わせて生活基盤が「不安定」な階層が多数を占めていた。また、その家庭が居住していた地域（市区町）の特徴は、主に人口密度が高く世帯数が増加傾向にある雇用労働者とその家族が暮らす「過密」な都市・住宅地域であることが明らかになった。

キーワード 児童養護問題、児童虐待、社会階層、地域

はじめに

今日、育児・養育の困難や不安が深刻化した児童養護問題⁽¹⁾の典型として、児童虐待は見逃ごすことのできない重大な問題となっている。児童虐待は、1990年頃から、児童相談所や各行政機関でも本格的に取り組まれるようになり、2000年には児童虐待防止法が制定された。児童相談所に対応している養護相談のうち虐待相談件数は、厚生労働省大臣官房統計局編『社会福祉行政業務報告』（各年）によると、独立した項目で統計を取り始めた90年度の1,101件から2004年度には30倍以上の34,652件にのぼっている。また、厚生労働省の調査によると、全国で「ネグレクト（放任）」によって体調が悪化し入院した子どもは、2005年以前の過去に416人のほり、12人が死亡、重い後遺症は21人を数えている⁽²⁾。さらに、後述する1999～2005年の6年間に新聞報道された虐待事件302件のうち、死亡事件は53.0%を占めている。児童養護問題のなかでも死活問題として発生している児童虐待は、量的にも質的にも年々深刻さを増しているのである。

このような児童虐待に対する研究は、近年、心理学や医学、社会学および社会福祉学等の分野で数多く取り組まれている。これらの研究は、虐待者および子どもの心理的・医療的ケアや

ソーシャルワークに関するものが多く、方法論としても医学モデルや心理学的な見地からのアプローチ、あるいは家族病理現象として分析することが今日の主流となっている⁽³⁾。それに対して、上野は、すでにアメリカで1960年代に児童虐待問題の「医学モデル」および「心理的要因」に対する「社会経済要因とりわけ貧困要因を強調する立場からの批判」が行われていることを紹介している⁽⁴⁾。

この児童養護問題の一環である児童虐待が発生する社会的要因に関連する調査研究は、たとえば、1982年に日本法医学学会課題調査委員会が「被虐待児の司法解剖例(1968-1977年)」185ケースを報告している。その報告例のなかに虐待者の「職業」が掲載されている。これを集計すると、父(継父・養父・母の内縁の男性を含む)は、判明している44人のうち、運転手、大工、とび職、土木作業員など、生活基盤が相対的に不安定な雇用労働者が19人、無業者が13人、自営業者が6人であった。母(継母・養母含む)は、判明している83人のうち、主婦を含む無業者が74人、ホステス、縫製工員など、不安定な雇用労働者が9人であった⁽⁵⁾。

さらに、岩井らは、愛知県、大阪市、鹿児島県、静岡県、埼玉県の5県27の児童相談所において、1992年1月から1994年3月末までに扱われた事例中「社会福祉業務報告(厚生省報告例)」に報告された虐待事件に関してアンケート調査を行っている。その結果によると、虐待者419事例の職業は、販売職、運輸・通信職、農林漁業、サービス業、技術工・生産労働作業職、日雇など、相対的に雇用基盤の不安定な階層が38.2%を占め、無職・失業中は30.3%におよんでいた(主婦は別掲で13.1%)。その経済状況は、52.5%が「生活が困窮している」状況にあったと報告している⁽⁶⁾。

これらの調査・研究は、児童養護問題の社会的要因を明らかにする際の一つの手がかりとして有効なものである。しかし、「虐待者」個人に焦点を合わせた調査であるため、虐待が起こった「家庭」の生活基盤については、残念ながら把握することができない。また、社会階層だけでなく、虐待が発生した地域の特徴についても分析をすすめていく必要があると考える。なぜなら、育児・養育は家庭内だけで自己完結できるものではなく、暮らしの場である地域とのかかわりにおいて行われている。現実的にも子育ての困難や不安は暮らしの場に現れ、地域の生活条件と関連している面が多いと考えるからである。しかし、これまでの研究では、このような地域の特徴について実証的には分析・把握されていない。そのため、児童虐待を典型とする児童養護問題の社会的な要因は、十分に解明されているとは言えないのが現状である。

本稿では、このような研究課題を踏まえて、児童養護問題の社会的要因を明らかにする基礎的な研究として、その問題の典型として児童虐待事件を取り上げ、虐待が発生した家庭の社会階層および居住していた地域の特徴について分析することを目的とする。研究方法としては、1999年1月1日から2005年12月31日までに『毎日新聞』、『朝日新聞』、『中国新聞』、『熊本日日新聞』において掲載された主な虐待事件の報道記事をもとに、官庁統計・資料とつぎ合わせながら、分析をすすめていく。その際、虐待の内容そのものに踏み込んだり、心理的な問題につい

ては、ひとまずふれないことにする。それよりも、このような児童養護問題が起こる社会的要因の解明に焦点を定めて、分析作業をすすめていくことにする。

1. 児童養護問題の氷山の一角としての虐待事件

新聞報道された主な虐待事件は、この6年間で302件にのぼっている。これらの事件は、児童養護問題の氷山の一角であり、生死を争うような「事件」になるまで表面化しなかった深刻な問題である。したがって、この事件の根底には、潜在化している問題が未だ存在していることに注意しなければならない。

さて、新聞報道された児童虐待について、事件が発生した家庭の状況をみることにしよう。まず、虐待の被害にあった子どもは、1世帯に複数いる場合も合わせて333人であった。子どもの年齢層は、0～1歳以下の乳児が27.9% (93人)、就学前の2～5才の幼児は44.1% (148人)を占め、小学生は25.5% (75人)、中学生以上が5.4% (18人)である。とくに、就学前の乳幼児が7割以上にのぼっている。先にもあげた『社会福祉行政業務報告』2004年度の「児童相談所における虐待相談の処理件数」における被虐待児童の年齢層は、総数33,408件のうち、学齢前の乳幼児が45.7%を占め、小学生が37.4%、中学生以上は16.9%である。死亡(302件の53%)や重傷を負う事件にまで発展した今回の報道記事の場合は、年齢層がさらに低くなっていることが特徴である。

次に、虐待事件が発生した家庭の世帯構成をみると、判明している273世帯のうち母子世帯が52%ともっとも多く、なかでも母子世帯に内縁関係の男性が同居している「母と子と内縁男性」の世帯が、母子世帯の69.7%を占めている。「母と子のみ」(34世帯)・「父と子のみ」(7世帯)は全体の15.0%である。一方、「父母と子と祖母(父)・その他」のいわゆる三世帯世帯は3.3%に過ぎない⁽⁷⁾。また、「父母と子」の世帯は38.8%であるが、このうち27.4%が再婚である。これに先の母子・父子世帯を加えると、何らかの事情により婚姻関係を解消した経験のある家庭は該当世帯の75.1%(205世帯)を占めることになる。三世帯世帯はわずかで、多くの世帯が「父母と子」か「ひとり親と子」の世帯であるため、家庭による生活自助の条件は乏しい。その上、新しい世帯をかまえた場合、親子関係を築いていく上でも実親以上に時間と努力を要することは言うまでもない。

虐待を行った人は、子どもと同様に1世帯に複数いる場合も含めて372人を数えた。そのうち実母が36.6%(136人)、実父が25.0%(93人)、内縁男性25.5%(95人)、継父4.8%(18人)である。先の『社会福祉行政業務報告』2004年度によると、虐待者の割合は、33,408人のうち実母が62.5%にのぼり、実父は20.9%、実父以外の父は6.3%である。新聞報道された虐待事件では、父または内縁男性の割合が相対的に高い。

また、虐待事件が発生した家庭の父母の年齢層は、父(内縁男性含む)が判明している240人

『国民生活基礎調査報告』(2004年)によると、母子世帯(627,000世帯)のうち「仕事なし」は15.8%にすぎない。したがって、家庭の「主婦」というよりは、失業状態にある女性も多く含まれていると考えられる。

また、虐待事件が発生した家庭で、就業者に占める雇用者の割合は、男女ともに90%以上である。仕事の中身は、非正規雇用の割合が相対的に高い「卸売・小売業・飲食店」(45.0%)、「サービス業」(31.5%)、「運輸・通信業」(23.8%)、「金融・保険業・不動産業」「製造業」(各21.9%)などが多い⁽⁹⁾。

たとえば、働いている男性(138人)は、判明している仕事のなかで、「建設・土木作業員」や外装・内装工、電気設備・配管工(計32人、23.1%)、トラックやタクシーの「運転手」(15人、10.9%)、「製造業」の工具、「卸売・小売業・飲食店」や「サービス」関係などに雇用されている人など、圧倒的に現業系の雇用労働者が多い。これらの仕事は、雇用・労働条件が不安定な場合が多く、合わせると65.9%を占めている⁽¹⁰⁾。さらに無業者層と収入が不安定な自営業者層を合わせると、生活基盤が不安定な階層は少なくとも79.0%を占めている。なお、新聞記事の上で「会社員」と分類されている中にも、小零細企業の不安定雇用者層が含まれている可能性がある。

女性は、働いている56人のうち、「飲食店店員」や「小売店店員」などが41.1%(23人)を占めている。これらの業種には、日雇・アルバイト・パートなどの不安定雇用が多い。飲食店の中には、風俗店従業員やスナックに勤めるホステスなど(16.1%)も含まれている。その他にも不安定な雇用・労働条件のもとで働く女性を合わせると、就業者の75%にのぼる。

ここで注目すべき点は、女性はもとより、男性も無業者層や不安定雇用者層が多いことである。たとえば、『労働力調査』(2004年)によると、役員を除く雇用者に占める「非正規の職員・従業員」(非農林業)は、男性が16.3%(2,851万人のうち466万人)であるのに対し、女性は51.7%(2,124万人中1099万人)と、相対的には男性の方が雇用条件が安定している⁽¹¹⁾。しかし、虐待報道があった家庭では、男女ともに不安定な雇用条件におかれ、生活基盤が確保できないまま夫婦関係や同居生活を開始する家庭も多く、おのずと生活の中身も不安定にならざるをえない。そして、家計の困難や子どもの育児・養育の負担は、夫婦・男女間、親子間の葛藤につながり、家庭崩壊を招く可能性をより一層高めている。

さらに、世帯としての生活基盤をみることにしよう。この場合、基本的には生計の中心を担う人(以下、生計中心者)の仕事から、その社会階層を明らかにすることにする⁽¹²⁾。生計中心者は、判明している266世帯のうち、父が40.2%、継父が9.0%を占めている。また、母子世帯の割合が高いことに比例して母は30.5%、内縁男性は20.3%を占めている。

表1の生計中心者の階層は、266世帯のうち就業者層が62.8%(167世帯)、無業者層は37.2%を占めている。就業者層のうち、雇用労働者層は94.6%を占め、そのうち生活基盤が不安定な「不安定雇用者層」は68.4%を占めている。「自営業者層」と「無業者層」、「不安定雇用者層」

を合わせると、少なくとも全体の81.2%が不安定な生活基盤のもとで暮らしていることになる。このことから、虐待事件にみる児童養護問題の階層的特徴は、「不安定雇用者層」と失業などによる「無業者層」を中心とする生活基盤の「不安定」な階層が多くを占めていることが明らかになった。

では、このような不安定な生活基盤のもとで、家庭の生活はどのような状況にあったのだろうか。次に、具体的な事例から虐待事件が発生した家庭の生活状況についてみることにする。

2-2. 虐待事件の事例

2-2-1. 母子世帯の生活困難

ひとり親世帯は、生計中心者が同時に養育者でもあり、生活や育児・養育の負担は一層大きい。なかでも母子世帯は、不安定雇用・低賃金労働の典型である女性労働問題をかかえ、生活問題はより一層深刻化している。そのような中で、母子世帯の一部では、精神的にも経済的にも内縁男性に頼らざるを得ない状況が生み出されている。以下、母子世帯の事例をみることにする。

1) 「母と子」世帯 母：失業

母(29才)は、生活に困り、2才の長女に食事を与えられず、衰弱し凍死させた。ガス、水道が止められ、母子ともに食事もできない状態であった。3年前、母は恋人と別れた後に妊娠がわかり、携帯電話に連絡したが、番号が変更され音信不通となった。その後長女を出産し、1年以上たってから親類の勧めでやっと出生届を出した。

母は勤めていたデパートを辞め失業し、健康保険に加入するお金もなく、長女と2人で8畳一間のアパートで暮らしていた。月数万円の宛名書きの内職をしながら仕事を探したが見つからず、保育園も待機児童が多く断られ、子どもを預けることもできなかった。親類が時々送ってくれる米や野菜で生活をしのいでいたが、年明けには内職もなくなり、年金生活者の親類の援助も頼れなくなった。

女性は、長女が凍死する4ヶ月前に児童手当の申請をしたが、振込先が記入されておらず、支給が3月にずれ込んでいた。生活保護については、「あることは知っていたが、自分が受けられるとは思わなかった」という。長女は、死亡する一週間前から何も食べておらず、母は最後の数週間は「何も考えることができず、小さくなっていく子どものおなかをみていた」と話していた⁽¹³⁾。

2) 「母と子」 母：飲食店勤務

母(32才)は、三男を妊娠中に離婚。他の3人の子どもは父親が引取り、三男は一時乳児院に預けていたが、事件の1ヶ月前に母が「生活にめどがついた」と引取り、公立の母子生活支援施設で暮らしていた。母は、平日、市内の保育園に三男を預け、うどん店で働いていた。保育園の送迎もあり、勤務は午前10時から午後4時まで。月7万円弱の収入から光熱費、ミルク

代などの生活費のほか、借金の返済もしなければならなかった。「夜も働きたいが、門限が10時で働けない。子どもをもう一度、乳児院に預けたい」。入所約1ヶ月後、母は児童相談所に訴えた。その後も再び相談所を訪れ「生活が苦しく、イライラして子どもに大声を出したりして当たってしまう」とも打ち明けた。相談所は、「夜も働けるようにする必要がある。」と判断し、施設を退所させ三男を乳児院に預ける準備を始めたが、「虐待の恐れがあるとの認識はなかった」といい、母の状況を施設に伝えなかった。母は、施設の生活にもストレスを感じていたという。事件当日の午後9時すぎ、母は施設の自室で「泣き止まないで腹が立ち」発作的に座った状態の三男を突き倒し、後頭部を強打させてしまった。午後10時頃三男をタクシーで病院に連れて行き手術をしたが約4時間後に死亡した⁽¹⁴⁾。

2-2-2. 「父母と子 (と祖母)」世帯の育児・養育の限界

次に「父母と子」を中心とする世帯について事例をあげておくことにする。この世帯は、今日、子どものいる世帯の典型であるが、その生活基盤が不安定化すると母子世帯と同様に生活や育児・養育の困難をかかえてしまうことを示している。ここでは、一家総働き世帯や父が失業し母が生計を立てているケースなどがみられた。その典型例をあげておくことにする。

1) 「父母と子と祖母」 父：自動車修理工、母：飲食店深夜勤務、祖母：就業者

自動車修理工の父(24才)は、母(22才)と祖母(59才)が夜働きに出ている間、4才の長女と8ヶ月の長男の面倒をみていた。母は夜、飲食店で働き、祖母は仕事で10時頃にならないと帰宅できなかった。事件当日の午後9時半頃、父は長女が自宅にあったピーナッツを食べたことに腹を立て、こぶしで頭や顔を殴り、1週間のケガをさせた。体には計5ヶ所の打撲や内出血があった。父は、事件当時の5ヶ月前に「引っ越してから、子どもが言うことを聞かず、以前も殴ったことがある」。「しつけのつもりだった」と話す⁽¹⁵⁾。

2) 父母(再婚)と子 父：無職(失業) 母：就業者

継父(21才)は、水道配管設備会社でアルバイトをしていたが、事件当時の3ヶ月前に失業し、母(28才)が働きに出ることになった。家には、母の連れ子の長男(3才)と、継父と母との間に生まれた7ヶ月の長女がいた。母が働きに出ている間は、継父が子どもの面倒をみながら炊事や洗濯をしていた。継父は、長男に対して失業する1ヶ月前から言動が荒くなり、殴るなどの暴行を加えるようになったが、とくに家事や子どもの世話をするようになってから、継父の長男に対する暴行がエスカレートした。継父は、「仕事に行かなくなり、子育てでいら立っていた」と供述。いつもは母の職場の託児所に預けられていたが、事件当日は、長男の風邪が治っていないため、他の子にうつすのを避け、休ませていたという⁽¹⁶⁾。

2-2-3. 専業主婦のいる「父母と子」の世帯の養育困難

いわゆる「専業主婦」のいる世帯では、父の長時間労働のために、平日は実質的に母子家庭状態の世帯がある。そこでは、育児・養育の不安や負担が養育者にずっしりとのしかかっている。このような世帯は、ホワイトカラー層などの相対的安定層にもみられる。虐待事件が発生

した階層基盤としては、わずかであるが、不安定層だけでなく、相対的安定層にも児童養護問題が広がっていることを示している。

1) 「父母と子」 父：製紙工場労働者、母：主婦（無職）

製紙会社に勤務する父（22才）は、3年前に入社。事件発覚の8ヶ月前に初任地の工場から他県の工場へ転勤し、工場近くに建つ30世帯あまりの社宅に妊娠中の妻（23才）と引っ越してきた。その後、長女が誕生する。父の勤務は三交代で、機械のオペレーターを担当していた。事件の起こる3日前は休日、翌日から3日間の深夜勤務であった。事件当日、生後4ヶ月の長女は夜、ミルクを飲まずに泣き、それに対して父母は手で数回長女の顔や額付近などを殴ったという。当日の午後11時半頃になって長女はぐったりしたため、119番通報をし、病院に搬送したが、その2日後の朝に死亡した。虐待は2ヶ月前から始まっていたという⁽¹⁷⁾。

2) 「父母と子」 父：会社員、母：主婦（無職）

父は、事件当時の1ヶ月前頃から仕事が忙しいとの理由でほとんど帰宅していなかった。母（24才）は、夫が帰宅しなくなったことによる寂しさから、自宅マンションで2才の長男と1才の次男に食事を与えないなど保護者としての責任を怠り、次男を極度の栄養障害により衰弱死させた。長男も栄養失調状態にあった⁽¹⁸⁾。

3) 「父母と子」 父：国家公務員単身赴任中、母：主婦（無職）

父（43才）は国家公務員で県外に単身赴任中。母（41才）は、主婦で無職。郊外の新興住宅地の自宅で双子の男児の首に電気コードを巻き付けて絞め、死亡後それぞれ個室のベッドに寝巻き姿で横たわらせた。母も「死ぬつもりだった」「子どもが反抗期で、子育てに悩んでいた」と話していた⁽¹⁹⁾。

2-2-4. 事例分析のまとめ

2-2-1であげた事例は、母が失業や不安定・低賃金雇用のもとで、生活費のやりくりや借金返済が困難になった末に起こった事件として、母子世帯の生活困難を端的に表している。とくに、注目すべき点は、いずれも行政機関や施設がかかわっていたにもかかわらず、十分な相談や対応がなされなかったために、死に至る事件にまで発展してしまったことである。

また、2-2-2の事例においても、一家総働きや生計中心者の失業など、いずれも生活基盤の不安定化がみられる。しかも少ない家族人員で子どもの世話や家事の処理を行うことは、今日、「父母と子」の世帯においても負担が大きい。これまで、とかく育児に関する問題は、家庭内、とくに養育者（女性）にその責任が課せられてきたが、女性も働かなければならない経済的必然性が広がる中、男性も必要に迫られて育児・養育にかかわらざるをえなくなっている。そもそも男女が協力して子どもを育てられる社会的条件が乏しいために、結局は養育者のどちらかに負担がかかり、そのストレスの矛先が子どもへと向けられてしまうのである。

それは、2-2-3の専業主婦と呼ばれる無職の女性がいる「父母と子」の世帯の事例にも現れている。しかも、地域のつながりが乏しく孤立した家庭内では、育児・養育が想像以上に

精神的にも身体的にも大きな負担となっている。夜泣きや授乳回数の多い乳児ならなおさらである。また、家庭の生活時間は、基本的に生計中心者の労働時間に左右されやすい。相対的安定層においても、夫の長時間労働や変則勤務に加えて、養育者の精神的・身体的疲労が蓄積され、それがピークに達した時、死に至るような虐待が起こってしまうと考えられる。

以上の事例に共通することは、①不安定な生活基盤のもとで日々の生活を送り、その中でもっとも親の手を必要とする子育てに、その困難や不安が集約されている。また、生計中心者、とくに男性雇用労働者の長時間労働や深夜労働、単身赴任による別居状態などは、家庭の生活にも大きな影響を与えている。つまり、不安定雇用・低賃金に加えて、長時間労働による生活時間の確保が困難なことも、家庭内での対話・協力関係を崩壊させる基本的要因であり、児童養護問題を根底から規定している社会的な要因であると考えられる。

そのような生活において、②ストレスと疲労をかかえながらも、相談するつながりもなく孤立している家庭が多い。そのため、③社会的な対策につながらず、つながったとしても充分な対応がなされないまま問題が放置され、最終的には生命の危機に直面した児童養護問題＝虐待事件として発覚しているのである。

では、このような虐待事件が発生した地域の特徴はどのようなものであろうか。

3. 虐待事件が発生した地域の特徴

育児・養育は、生活の一つの営みであり家庭内だけで完結できるものではなく、暮らしの場としての地域との関わりを持ちながら育まれるものである。その地域の生活条件は、今日めまぐるしく変化している。それは、高度経済成長期以降、政府の産業基盤の転換政策により農業が衰退し、労働と生活が同じ場所で営まれてきたそれまでの地域のあり方が解体され、工業化とともに雇用労働者とその家族の集中する都市や住宅地域が広がったことに現れている。そこでは、従来のような労働と生活に根ざした農村的なつながりは崩壊し、新たな対話・協力に根ざした地域のつながりが必要となった。しかし、企業的能力主義的な競争は職場だけでなく、学校や地域などにも広がり、家庭の育児・養育を支えるつながりは希薄化している。また、生産手段とともに生活手段からも切り離された雇用労働者とその家族が多くを占める地域では、賃金収入だけでは賄えない住宅や道路、公共交通機関、医療機関、学校、保育所などの社会的共同生活手段の整備が必要不可欠となった。しかし、産業基盤の整備を優先課題としてきた日本では、全般的に地域の生活条件の整備は立ち遅れている⁽²⁰⁾。そして、今日の家庭は、このような基本的な雇用基盤や社会的共同生活手段、さらに家庭を支えるつながりなどの地域の生活条件が十分に整備されなければ、安心して育児・養育を行うことができなくなっているのである。そのような観点からみると、虐待事件が発生した地域は、どのような特徴があるのだろうか。

ここでの分析方法としては、新聞報道された児童虐待事件の発生した家庭の居住市区町の地域類型を、総務省統計局編『国勢調査報告』から①人口密度と②世帯数の増減率、③就業者に占める雇用者の割合などを手がかりに区分した⁽²¹⁾。そして、①の人口密度(2000年)は、6,000人以上/km²、3,000~6,000人未満/km²、1,000~3,000人未満/km²、1,000人未満/km²の4つに区分した。②の世帯数の増減率は、オイルショック以降の1975年から1990年、さらにはバブル崩壊後の2000年の世帯数の変化を調べ、1975年~2000年の増減率を算出し、世帯数が「著しく増加」(以下「著増」)を1.5倍以上、「増加」を1.1~1.5倍未満、「横バイ」を1.0~1.1倍未満、「減少」を1.0倍未満と区分した。基本的には、①②をクロスして地域の特徴を分析し、それとの関連で③は、1975・1990・2000年の就業者数に占める雇用者数の割合を各地域類型ごとに比較した。

3-1. 工業化・都市化された人口密度が高い市区町で発生

表2によると、新聞報道で虐待事件が発生した家庭の居住地域が判明しているのは、のべ287市区町である。そのうち、人口密度1,000人以上/km²の市区町が全体の64.1%(184ヶ所)を占めている。これをさらに細かく区分すると、東京・大阪・埼玉・愛知・神奈川・福岡などの政令指定都市のある人口密度6,000人以上/km²の大都市が19.9%(57ヶ所)を占めている。この大都市周辺部に位置する人口密度3,000~6,000人/km²の都市部は13.9%(40ヶ所)、さらに人口密度1,000~3,000人/km²の住宅地化した地域は30.3%(87ヶ所)である。

一方、人口密度1,000人未満/km²の市町は全体の35.9%(103ヶ所)であるが、そのうち人口集中地区がある市区町は70.9%(73ヶ所)を占めている。さらに、その94.5%が人口密度3,000人以上/km²の人口集中地区である。これに、1,000人以上/km²の市区町を合わせると、全体の89.5%が人口密度の相対的に高い「過密」な都市・住宅地のある市区町である。

表2 児童虐待事件が発生した市区町の種類

世帯数の増減	総数	著増 1.5倍~	増加 1.1~1.5 倍	横バイ 1.0~1.1 倍	減少 ~1.0倍
人口密度(1km ² 当)					
該当数	100.0 287	51.9 149	39.4 113	5.6 16	3.1 9
6,000人以上	19.9 57	6.6 19	11.1 32	1.7 5	0.3 1
3,000~6,000人未満	13.9 40	9.4 27	4.2 12	0.3 1	
1,000~3,000人未満	30.3 87	20.6 59	9.8 28		
1,000人未満 (人口集中地区あり)	25.4 73	11.5 33	11.8 34	1.7 5	0.3 1
1,000人未満 (人口集中地区なし)	10.5 30	3.8 11	2.4 7	1.7 5	2.4 7

注) 不明15ヶ所を除く

つまり、児童養護問題は、人口の集中している都市部や住宅地など「過密」地域で発生する割合が高いことを示している。それは、単に「人口が多い」ということではなく、高度経済成長期以降急増している雇用労働者とその家族の都市集中の結果である。とくに、子どものいる若い世帯は、仕事を求めて都市部に集中する傾向にある。それは、オイルショック以降、さらにバブル崩壊後も増加の一途をたどっており、とりわけ、90年代以降流動の激しい不安定な雇

用労働者とその家族の流入が拡がっているのである。そのような、雇用労働者とその家族が住む地域で児童養護問題が発生しているのである。

このことは、虐待事件が発生した市区町の就業者に占める雇用労働者の割合をみても明らかである。雇用者率が全国平均83.0% (2000年) を上回る市区町は、全体の70.0% (201ヶ所) を占めている。さらに、雇用者率が80%を越える市区町は、81.5% (235ヶ所) にのぼっている。それは、さらに暮らしの最小単位である世帯数の変化にも表れている。

3-2. 世帯数の増加している雇用労働者の住宅地域で発生

世帯数の増減率をみると、表2のように、世帯数が1975年から2000年の間に「著増」している市区町は、51.9% (149ヶ所) を占め、「増加」している市区町は39.4% (113ヶ所) と、9割以上が世帯数の増加傾向にある市区町に居住している。

これを人口密度とクロスすると、①人口密度6,000人以上/ km^2 で世帯数が「著増」もしくは「増加」の市区町は全体の17.7% (51ヶ所)、②3,000~6,000人/ km^2 では同13.6% (39ヶ所)、③1,000~3,000人/ km^2 では同30.3% (87ヶ所) である。これらを合わせると、人口密度が高く世帯数が「増加」ないし「著増」している市区町は61.7%を占めている。雇用者率が80%を越える市区町は、それぞれ①87.7%、②100.0%、③98.9%である。

一方、人口密度1,000人未満/ km^2 で世帯数が「増加」ないし「著増」している市区町は、全体の30.0% (86ヶ所) を占めている。このうち雇用者率80%以上の市区町は53.4%である。先の人口密度が高く世帯数が増加傾向にある市区町と比較すると、雇用者率は低くなるが、1975年から2000年までの雇用者率の変化をみると、この25年間に20ポイント以上増加している市町村が37.2% (32ヶ所) を占めている。つまり、オイルショック後も雇用労働者の流入が激しいことを示しているのである。

それに対して、人口密度1,000人未満/ km^2 で世帯数が「横バイ」ないし「減少」している市区町も18ヶ所 (6.3%) あった。その66.7%は人口集中地区がなく、雇用者率が80%以下の市区町が88.9%を占めている。これらの市町は「過疎化」の性格を残す農山漁村地域であると考えられる。しかし、それは全体のごくわずかである。

以上の分析から、虐待事件は、主に雇用労働者の都市集中にともなう住宅地化した市区町で発生していることが明かになった。つまり人口が過密で世帯数が増加している雇用労働者のまちで、児童養護問題が発生しているのである。それは、言いかえると、土地などの生産手段とともに生活手段の所有からも切り離され、自らの労働力商品を販売した対価によって生活に必要な物資を購入し生活を維持しなければならない雇用労働者とその家族が多く住む地域である。そこでは、資本主義的な生活自己責任の原則が貫かれているため、一見「自由」意思によって気楽に家庭生活を送ることができる一方、さまざまな生活上の困難や不安が発生しやすいという共通の基盤が地域に広がっているのである。

では、次に、これまで分析してきた地域類型の典型例をいくつかあげてみることにする。

3-3. 虐待事件が発生した地域類型の典型事例

3-3-1. 人口密度3,000~6,000人未満/km²、世帯数「著増」-埼玉県所沢市

所沢市は、人口密度4,585人/km²、世帯数が75年以降25年間で54,006世帯から2.2倍の120,930世帯に著しく増加した市である。この市で報道された事件は2件ある。

1件は、西部所沢線所沢駅付近のアパートやマンションが立ち並ぶ住宅街である。母(27才)は離婚したのち2人の姉妹(4才、5才)を育てていたが、1年ほど前から出会い系サイトで知り合った男性(34才)と同居。自宅は男性が住んでいた3階建て全54室のワンルームマンションであった。表札はなく、郵便受けには郵便物やチラシがあふれていた。男性は電気設備工であるが、仕事が減り、一家の暮らしぶりは苦しかったとされる⁽²²⁾。

もう1件は、国道463号線近くの住宅街である。自宅は8室ある2階建ての単身者用アパートで、住民の中には「子どもがいる様子がなかった」と、長女(1才)がいたことに気づかない人もいた。母(20才)は派遣会社の社員で同居男性(23才)は無職であった。

所沢市は雇用者率88.5%で雇用労働者の住宅地域である。2件とも住宅街で、しかもマンションや単身者アパートが立ち並ぶ地域である。このような地域は転入出が激しく、隣近所とのつながりもほとんどない地域が多い⁽²³⁾。

3-3-2. 人口密度1,000~3,000人未満/km²、世帯数「著増」-愛知県武豊町

武豊町は、人口密度1,549人/km²、世帯数が1975年以降も7,772世帯から2000年の14,145世帯に1.8倍と著しく増加した町である。事件が発生した地域の特徴について、杉山春著『ネグレクト育児放棄-真奈ちゃんはなぜ死んだか』から引用することにする。

「武豊町は名古屋駅から名鉄河和線の急行で40分あまり、知多半島のなかほどに位置する臨海工業地帯の町」で、高度経済成長期以降、「旭硝子、日本化学工業、中山製鋼所、中部武豊発電所など次々に大型工場が進出する」。

地域住民は、「外から流れ込んできた住民と古くから地元にいる住民の割合はほぼ同じだ。労働人口の4分の1が名古屋に通い、4分の3が主に地元の工業地帯で働く」。「家屋敷とともに伝えられる古い価値規範が色濃く残る一方で、流入してきた人間により、おたがいのつながりが希薄になりやすいという、二重構造があった。名鉄河和線知多武豊駅周辺は、夜になると真っ暗になる。明るいのは近くのショッピングセンターとパチンコ店、コンビニ、ゲームセンターくらいだ。その明るさに引かれるように、『ヤンキー』とか『暴走族』とか呼ばれる土地の子どもたちがたむろする。地元で育ち、町内や隣の半田市の臨海工業地帯の工場に就職している者も、よそからきた者もいる」。

事件が発生した家庭は、父(21才)と妊娠中の母(21才)と長女(3才)次男(1才)の4人家族で、4階建ての社宅に住んでいた。そこは、「13棟のなかでも最も古く、K製鉄の子会社や系列会社の社員たちが多く暮らしていた。家族づれはほとんどいなかった」。「近くの保育園関係者によると、社宅では、K製鉄の社員の家族と子会社や系列会社の社員の家族の間には漠

然とした差別のようなものがあり、お互いの交流はほとんどなかったという」⁽²⁴⁾。

武豊町は雇用者率88.1%で、事例3-3-1と同様に雇用労働者とその家族が暮らす町である。人口の流入も激しく、地域におけるつながりは希薄化している。日本の場合は、大企業の利潤追求に奉仕する企業優先の地域開発が行われてきたため、住民にとって必要な住環境の整備は未だに立ち遅れている。住民同士の対話・協力関係が築けるような安心して暮らせる公的な住宅、道路・公共交通機関、集まる場としての公民館や公園、遊び場、医療機関や学校、保育所など、体系的なまちづくりの条件整備がすすめられていないため、隣に誰が住んでいるかもわからないような地域になっている。そこでは、問題が個別の家庭の中に閉じ込められ表面化しにくくなっているのである。

3-3-3. 人口密度1,000人未満/km² (人口集中地区あり)、世帯数「増加」地域一宮城県迫町

迫町は、人口密度328.2/km²であるが、人口集中地区は3,710人/km²と住宅地化した密集地域がある。世帯数は、75年の5,273世帯から2000年の7,016世帯に1.3倍増加し、雇用者率は76.8%である。事件があった「自宅周辺は、ここ数年で大きく変わった。94年、約1キロ離れた場所に午後11時まで営業するショッピングセンターが開店。平屋建ての町営住宅と田んぼが広がるのどかな風景は消えた。3階建てアパートなど若い世帯向けの住宅が次々と建ち、佐沼地区の1戸当たりの人口は2.79人と核家族化がすすんだ。町の中心街には十数店の消費者金融が軒を並べる。若い世代を中心に自己破産する人が増加」している。虐待事件が発生した家庭は、父(44才)と母(28才)、女兒(5才)、その他子ども2人、祖母が同居し、父は無職で母が生計を立てていた。母は、約1年間、豊里町の縫製工場に勤めた後、迫町の工場で電気部品の組み立てなどをして働いていた⁽²⁵⁾。

企業による地域開発は、工場等の企業誘致もあるが、大規模な消費施設を作ると同時に住宅開発をすすめ、そこに住宅ローンやサラ金(消費者金融)借金のための金融機関(業者)が支店を出し、賃金の先取りを行い商品の消費欲望をかきたてている。地域まるごと搾取と収奪の場と化しているのである。これは、今日でも各地でめまぐるしく展開されている宅地開発の典型例である。

まとめにかえて

本論で分析したように、虐待事件が発生した家庭の社会階層基盤は、雇用労働者層のなかでも不安定雇用者層を典型としていた。また、無業者層も4割近くを占めていたが、父母の年齢層や事例検討から推測すると、元々は雇用労働者であった失業者層も多く含まれると考えられる。つまり、基本的には雇用労働者その家族を中心とする家庭が、生活基盤の不安定化さらには崩壊によって、家庭生活も崩壊し最終的には児童虐待事件というもっとも深刻な児童養護問題を発生させてしまったととらえることができる。それは、児童養護問題の根底に社会的要因

としてもっとも基本的な雇用・労働問題が横たわっていることを示すものである。

「不安定」な生活基盤に規定された家庭の生活困難は、事例で分析したように、母子世帯を典型に現れている。また、今日の子どものいる家庭の典型世帯である「父母と子」の世帯においても、生計中心者の失業や不安定雇用、長時間労働などのために、家庭による生活自助の限界として、とりわけ育児・養育の困難や不安が現れていた。

そのような児童虐待事件の発生した家庭が居住していた地域は、人口密度が高く世帯数が増加傾向にある「過密」な都市・住宅地域に多く認められた。それは、高度経済成長期以降急増している雇用労働者とその家族が暮らすまちであり、生活基盤にかかわる産業・雇用問題に加えて、家庭の生活自助を成り立たせるための社会的共同生活手段の不備・不足が広がっている地域であると考えられる。

また、今日、大多数を占める雇用労働者とその家族が暮らす地域では、全般的につながりが希薄化し、その中で生活基盤が「不安定」な階層は、自助による子育ての条件が乏しく誰にも相談できずに家庭内に問題が閉じ込められ、社会的な対策もないまま放置された状態にある。そのような中で、生活に行き詰まり夫婦や親子の対話・協力関係も崩壊すると、問題が表面化したときには虐待という深刻な事件にまで発展しているのである。つまり、児童養護問題の一現象形態である児童虐待は、家庭という「密室」で起こった犯罪というよりは、雇用労働者とその家族にとって、必要な対策が整備されていない、つながりの乏しくなった地域の中で、自助努力によるくらしや育児・養育の限界に直面し、社会的にも身体的・精神的に未成熟な子どもへとし寄せされた問題としてとらえることができる。

以上、児童虐待事件を通して明らかになった階層的・地域的特徴から、そこに児童養護問題が子どものいる多くの家庭に共通した課題として存在する客観的な基盤の広がりを見ることができるのである。

[注]

- (1) 児童養護問題の概念については、拙稿『児童養護問題における保育問題との共通性・連続性について—歴史的分析を踏まえて—』佛敎大学大学院紀要第34号2006年pp.225-227でふれている。
- (2) 調査は2006年1月、小児科がある全国の570病院を対象に実施され、230病院から回答を得た。うち、疑い例も含めたネグレクトによる子どもの入院を経験したことのある病院は46% (106病院) を占めている。2005年1年間に入院した子どもは106人で、そのうち1歳未満が27%、1～3歳が21%で計48%が乳幼児である。また、10歳以上は14%を占めていた (『熊本日日新聞』2006年7月25日)。
- (3) たとえば、斉藤学編『児童虐待 (危機介入編)』金剛出版1993年、西澤哲著『子供の虐待—子どもと家族への治療的アプローチ』誠信書房1994年、黒川照登著『児童虐待の心理治療』朱鷺書房2005年、井垣章二著『児童虐待の家族と社会—児童問題にみる20世紀—』ミネルヴァ書房1998年、高橋重宏編『子ども虐待』有斐閣2001年、竹中哲夫・長谷川真人・浅倉恵一・喜多一憲・全国養護問題研究会編『子ども虐待と援助—児童福祉施設・児童相談所のとりくみ』ミネルヴァ書房2002年など。

- (4) 上野加代子著『児童虐待の社会学』世界思想社1997年p.21-28。近年では、リーロイ・H・ペルトン「児童虐待やネグレクトにおける社会環境的要因の役割」上野加代子編『児童虐待のポリティクス』明石書店2006年pp.101-155においても、展開されている。
- (5) 明治学院大学立法研究会編『児童虐待—わが国における現状と課題—』資料3「法医学的視点からの調査報告」信山社1999年pp.129-168
- (6) 岩井宣子・内山洵子・佐藤典子・宮園久栄「わが国における児童虐待の実態」荻原玉味・岩井宣子編著『児童虐待とその対策—実態調査を踏まえて—』多賀出版1998年pp.3-61
- (7) 厚生労働省大臣官房統計情報部編『国民生活基礎調査』2003年によると、児童のいる世帯(12,947,000世帯)の世帯構成は、三世帯世帯が23.9%を占め、夫婦と未婚の子のみの世帯が68.0%、ひとり親と未婚の子のみの世帯は5.1%である。
- (8) 拙稿『ひとり親家庭の生活保障と社会福祉の役割・課題—母子世帯の所得保障の側面から—』佛教学大学院紀要第31号2003年pp.322-326で詳しく述べている。
- (9) 厚生労働省編『労働経済白書』平成16年ぎょうせいp.204。()内は役員を除く雇用者に占める非正規雇用者の割合。
- (10) 社会階層の区分については、三塚武男著『生活問題と地域福祉』ミネルヴァ書房1997年pp.92-96の階層区分の考え方と方法に依拠している。
- (11) 同調査によると、男性は1996年まで正規職員が90%以上を占めていたが、この10年間で7.8ポイントも減少していることは見逃せない。
- (12) 世帯としている社会階層を把握する際の考え方は、増淵千保美・高林秀明著『子どもと家庭の生活問題の構造とその地域性—「子ども家庭福祉」の対象課題に関する研究—』県立広島女子大学生生活科学部紀要第10号2004年pp.111-112で詳しく述べている。
- (13) 多谷直美「子育てと育児ストレス—母親の心の闇を切り開くために—」第2回子どもの権利条約市民・NGO報告書をつくる会編『子どもの権利条約 第2回政府報告書に対する市民・NGO基礎報告書集1』p.182
- (14) 『朝日新聞』2001年11月23日
- (15) 『朝日新聞』2002年3月28日
- (16) 『朝日新聞』2002年3月23日
- (17) 『朝日新聞』2000年3月8日
- (18) 『朝日新聞』2002年2月16日
- (19) 『朝日新聞』2003年10月19日
- (20) 詳しくは増淵、前掲論文、2006年、pp.264-274で歴史的に分析している。
- (21) 『国勢調査報告』は、執筆時点では2000年版が最新の統計値であった。また、全国的に公表されている統計資料としては「国勢調査」が主なものであり、その統計値の最小単位は市区町村となっている。なお、地域類型については、三塚、前掲書、pp.97-101の考え方と方法に依拠して区分している。
- (22) 『朝日新聞』2002年10月9日
- (23) 『毎日新聞』『熊本日日新聞』2005年1月24日

- (24) 杉山春著『ネグレクト育児放棄－真奈ちゃんは何で死んだか』小学館2005年pp.34-35、p.75
- (25) 『朝日新聞』2002年4月25日

(ますぶち ちほみ 社会学研究科社会学・社会福祉学専攻博士後期課程)

(指導：神谷 栄司 教授)

2006年10月19日受理